

近世蹴鞠道飛鳥井家の一年

要 旨

*1) 渡 邊 融

目的

蹴鞠道飛鳥井家の元禄・宝永年間の当主雅豊の日記によって当時の蹴鞠道家の年間蹴鞠暦を復元し、近世蹴鞠道家の活動の実態を明らかにしようとした。そして、重要事項が何であり、それらが如何に遂行されたかを把握しようとした。

結果

- (一) 蹴鞠道で最も重要な年中行事は正月四日の鞠始めと七月七日の七夕鞠であった。これらは蹴鞠道の当主と公家・地下の門弟が参加して行われた。鞠始めは蹴鞠道の年頭の儀式である。七夕鞠は乞巧奠の日であり、技の上達を祈願する意味をもっていた。
- (二) 蹴鞠道家で最も頻繁に行われた行事は、京都在住の公家・地下門弟たちの蹴鞠例会であった。これらは、公家・地下の身分別に、地下門弟はさらに上・中・下の三組に分れて、月に一乃至二回の割合で、かなり組織的に行われていた。
- (三) 門弟に免許を授けることは蹴鞠道家にとって重要な仕事であった。蹴鞠免許には冠懸緒の免許と蹴鞠色目の免許との二種類があった。前者に関する記事は年に数件ずつ認められたが、後者に関しては公家門弟向けのもの若干見られただけで、地下門弟のものは殆ど記録されておらず、史料的には不十分であった。

はじめに

近世の蹴鞠 蹴鞠は平安時代の貴族の雅な遊びであるという通念があるけれども、これは一面的な認識である。蹴鞠が蹴鞠道として形を整えるのは鎌倉時代以後であって、後述するよう

に、室町時代以後全国に普及した。江戸時代には公家・武家は勿論のこと、町方や村方でも蹴鞠が俳諧や茶と並んで閑雅な娯楽として行われていた。

一七世紀の上方では、『にぎはひ草』や『町人考見録』に見られるように、蹴鞠は商人層でも遊芸の一つとなり、これに耽溺して家業を滅ぼしたとされる者さえあった。¹⁾一八世紀後半に

*1) 放送大学教授(生活と福祉)

なると、『柳多留』に「そろそろと息子碁に飽き鞠に飽き」という句が出てきたり、同じ頃の江戸小咄「鞠箱」には、息子の蹴鞠への耽溺に家業の将来を危ぶんで、息子の顔さえ見れば小言をいう父親の姿が描かれている。²この姿は後鳥羽院政下の蹴鞠道成立期に、家学の歌道をよそに鞠に励む息子が家を見て嘆き悲む藤原定家のそれと重なる。³ともあれ、この川柳・小咄の例では、蹴鞠が大人の遊びへの通過点として描かれているのが印象的である。

竹下喜久男氏によると、一八世紀の摂津北部の伊丹・池田の両在郷町では酒造業を営む有力商人たちが自宅に鞠場を設けて仲間たちと鞠会に興じていたという。⁴『西鶴織留』巻一に、地下の鞠足として最高位の紫袴を許された鞠の名手が登場するが、この鞠足は伊丹の酒造業者の息子という設定である。⁵伊丹の富商の鞠は西鶴当時からすでに目立っていたのであろう。

蹴鞠の「家元」制度 周知のように近世の芸能組織の特徴は家元制度である。これは一八世紀に茶・華・香道、謡等で典型的に形成された。その成立の前提として、(イ)当時各地に発達した町人社会への遊芸の浸透、(ロ)版本による指導書の大量出版、(ハ)イの需要に応える芸能教授層の出現、の三条件があった。また、家元制度では人格化された流祖の正統であることを認知された家元によって教授内容が整備され、需要者にこれを供給する中間教授者に教授資格が付与されるが、免許発

給権はあくまで家元が保持するという、いわゆる不完全相伝制がこの世界を支える原理であったとされる。⁶

蹴鞠は古代以来の公家家職に由来する芸能であり、上記のような典型的な諸芸能とは系譜を異にするが、近世には組織のうえで家元制度と言える形態で発達した。そして、公家の飛鳥井・難波両家が蹴鞠道家、即ち、所謂家元Ⅱ御家としてその頂点にあった。

旧飛鳥井家の『文化十年鞠道諸願留』⁷はこれを具体的に物語っている。これは、諸国の門弟からの様々な免許の願出に応じて授けた免許内容と、その対価として門弟が納めた礼物の数量・納入日等を記録した帳簿である。これによると、宮家や堂上は別として、諸国からの願出は全て両家が指名した当該地域の鞠取次(目代)を通すことになっていた。同史料所載の願人の分布は全国で五町(京・大坂・江戸・伏見・長崎)、二十一ヶ国に及び、免許件数は約五七〇、願人数は二三〇、取次は五〇人に達している。これら取次の中には、江戸蔵前の米屋島海左平次、信州上田下塩尻村の百姓沓掛権右衛門らの名が見える。⁸つまり、近世には蹴鞠は全国の町方・村方にまで及んでいたのである。

一 研究の目的と史料

(イ) 目的

本稿では、以上のような近世の蹴鞠界の生態をより立ち入って見るために、まず、蹴鞠組織の頂点にあった蹴鞠道家の年間暦を復元する。そして、道家の日常にどのような蹴鞠関連の行事、業務があり、それがいかに行われたか、また何が重要事項で、年間蹴鞠暦の節目が何であったかを考察しようとする。

(ロ) 史料 雅豊日記

上記の目的のために用いた主たる史料は元禄・宝永期の飛鳥井家当主飛鳥井雅豊(寛文四年～正徳二年「一六六四～一七一一」)記の『飛鳥井雅豊日記』1～7(文部省史料館所蔵26X1～7、以下『日記』と表記する)である。その他にも旧飛鳥井・難波家の蹴鞠関係記録、帳簿、文書類を用いた。『日記』の年代、体裁、分量等は次のとおりである。

架蔵番号	年代	著者(官位)	形態	mm	分量(丁)
26X-1	元禄二年正月・二月	雅豊(左衛門督)	mm	mm	分量(丁)
26X-2	元禄二年三月～七月	〃(〃)	mm	mm	分量(丁)

縦袋 二七二×二〇三 一冊(六二)

〃 二七二×二〇七 〃 (七四)

26X-3 元禄七年正月～六月 〃 (従三位) 〃

〃 二八一×二一〇 〃 (八〇)

26X-4 元禄一三年正月～二月 〃 (正三位) 〃

縦列 二六七×二〇七 〃 (二三)

26X-5 元禄一四年正月～二月 〃 〃

〃 二六七×二〇〇 〃 (二二〇)

26X-6 元禄一六年正月～二月 〃 (参議・左衛門督)

〃 二六五×二一〇 〃 (二三二)

(宝永六年正～六月カ)

26X-7 宝永八年七月～二月 〃 (前中納言)

〃 二六八×一九〇 〃 (一一四)

『史料館所蔵史料目録』第六八集(平成一一年)による。

前記、形態欄の「縦袋」、「縦列」は冊子の綴じ方の縦帳、袋綴・列帳綴を示す。

26X-6は(宝永六年正～六月カ)とあるように、表題は元禄一六年であるが、以下の理由で宝永六(一七〇九)年のものであると思われる。①一月一四日に大樹(綱吉)薨去の記事がある、②三月八日の記事、飛鳥井家雑掌より武家伝奏宛の帰京届に「宝永六年三月八日」とある、③月の大小が宝永六年と一致する。この取り違えの原因は不明である。

なお、宝永八(一七一)年は四月二五日改元され正徳元年

となるので、以下の本文では同年四月二十五日以後については正徳元年と表記する。

二 近世の飛鳥井家と飛鳥井雅豊

(イ) 近世の飛鳥井家

まず、『日記』の主雅豊の家、飛鳥井家の略史を、同家と蹴鞠との関わりを中心にして一瞥しよう。飛鳥井家は御堂関白道長の孫師実の五男忠教が立てた難波家の支流であり、難波頼経の次男雅経(一一七〇～一二二二)を祖とする。雅経の祖父頼輔(忠教の七男)は安元二(一一七六)年三月五日、後白河院五〇歳の御賀鞠会に齡六十余歳で上鞠を務めたほどの名手で、しかも鞠を家業として取り込むことに貪欲であった。雅経は若くしてこの祖父に才能を認められ蹴鞠の特訓を受けて育ったという。¹¹⁾

長じて歌・鞠好きの後鳥羽院の側近となり、兄難波宗長とともに蹴鞠の家を立てた。当然難波家が格上の本家であった。他方、御子左(藤原)定家の男為家は先述のように歌道の家の生まれであったが鞠にも長じ、蹴鞠でも一家を為した。難波・飛鳥井両家は御子左家よりも家格が低く、しかも鎌倉時代には関東伺候公家であったから、鎌倉中期から南北朝時代にかけては御子左家一門が京の蹴鞠界を牛耳っていた。つまり、飛鳥井家

はこの時期には蹴鞠道三家中の第三位だったのである。¹²⁾

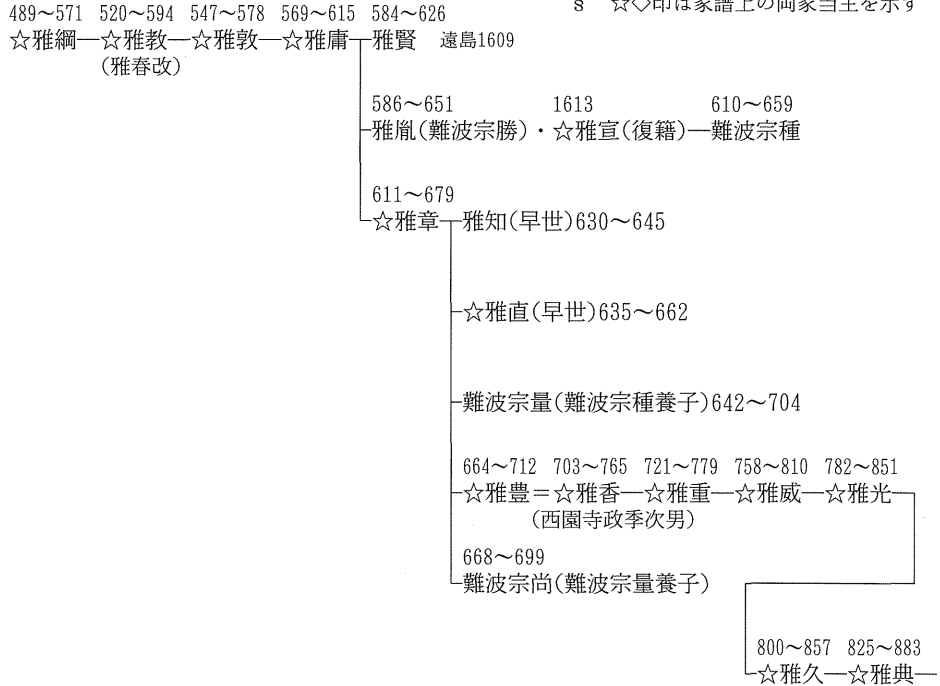
しかし、この飛鳥井家が室町時代以後には蹴鞠界の頂点に立つことになる。それは、同家と足利氏との関係によるところが大きであった。というのは、関東伺候公家の時代に足利家氏(斯波家の祖)が飛鳥井雅経の二男教定の門弟だったという縁があり、¹³⁾また、足利義満時代の当主飛鳥井雅縁(一三五八～一四二八)が義満と同年の生まれで、鞠好きの義満の大のお気に入りだったからである。足利の歴代將軍は概して蹴鞠好きが多く、¹⁴⁾蹴鞠が幕府の表芸の観を呈していたから、蹴鞠は全国の武士に広まり、飛鳥井家に好機を齎したのである。

この間、他の二家は戦国時代を待たずに早々と没落してしまった。かくて一六世紀には公家では飛鳥井家が唯一の蹴鞠道家になっていた。当時描かれた二本の洛中洛外図屏風(町田本と上杉本)は、ともに「あすか井どの」の屋敷の庭に蹴鞠道家を象徴する四本松の懸を描いて、この様相を裏付けている。

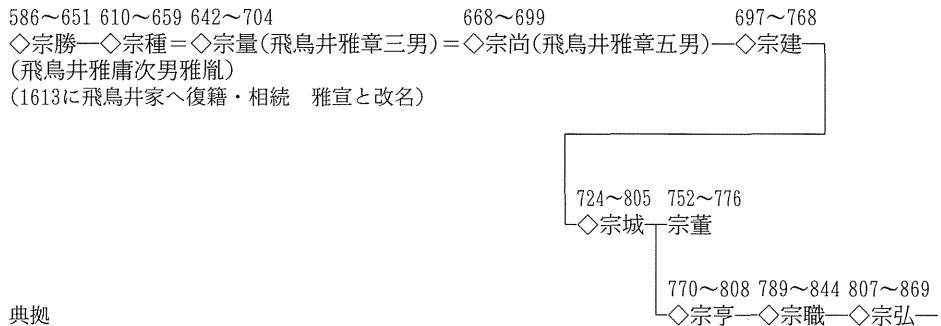
江戸開府の頃には、北は陸奥の伊達から南は種子島氏まで、全国の武士層が飛鳥井家の蹴鞠門弟になっていた。¹⁵⁾近世になっても飛鳥井家は関東とは近かった。幕政の比較的初期に飛鳥井家は武家伝奏を二回務めている。即ち、雅庸(系図参照)の男雅宣が寛永一七年(一六四〇)から慶安四(一六五一)年まで、その後継者で実弟の雅章が寛文元(一六六一)年から同十(一六七〇)年まで、の二回である。武家伝奏はこの時代には

飛鳥井

凡例 § 615~645は生没年、但1000の桁は省略
§ =は養子関係を示す。
§ ☆◇印は家譜上の両家当主を示す



難波 再興 慶長 5 (1600)年



典拠

飛鳥井家譜 明治8 東大史料編纂所本
難波家譜 同上 同上
公卿人名大事典 野島編 平成6 日外アソシエーツ
宮廷公家系図集覧 近藤編 平成6 東京堂出版

図一 近世蹴鞠道両家系図

撰関と並ぶ公家方の要職であった。また、雅庸は慶長九年には江戸へ下っており、同一八（一六一三）年には駿府で家康に源氏物語や和歌を進講している。¹⁹⁾

このような立場の故であろうか、同家はこの時期に幾つかの対抗勢力を退けて蹴鞠免許権の独占を幕府から保障される。「鞠は飛鳥井さま」の実質を確立したのである。その第一は、古くから禁裏の鞠会に勤仕し、また、地下層に強い影響力を持ち、蹴鞠界では有力な一勢力であった上賀茂神社家松下氏との相論に勝って、これを蹴鞠界から排除したこと。第二は、地下鞠の天才的な名手として上方・江戸で聞こえが高かった外郎右近を過分の振舞いという名目で幕命により追放（遠島）させたこと。第三は、御子左家の血筋を理由に蹴鞠免許権を主張する冷泉家と争ってこれを断念させたことである。

松下の排除は雅庸時代の慶長十三年、秀忠の裁許によるものと考えられるし、後の二者は正保四（一六四七）年と寛文四（一六六四）年、いずれも飛鳥井家の当主が武家伝奏在任中のことである。¹⁹⁾

また、内では一門の強化のために長年断絶していた本家筋の難波家再興を図り、慶長五年、雅庸の次男雅胤が難波宗勝と名乗って同家を立てることに成功した。¹⁹⁾

ここで近世の蹴鞠両家体制が成立する。以上の経緯によって、近世には難波・飛鳥井両家本来の本家・分家関係が逆転し

た。雅豊が当主となった一七世紀末頃は飛鳥井家が蹴鞠道家としての地位を揺るぎないものにした直後の時期であった。

（口）『日記』の著者飛鳥井雅豊について

飛鳥井雅豊は寛文四年の生まれ、雅章四男、母は福井藩主松平忠昌娘、兄二人が彼の生前に早世し、もう一人の兄宗量は難波家へ養子として入っていたので家督が廻ってきた。彼の男兄弟は皆病弱であったらしい。五人のうち三人がそれぞれ一六、二八、三二歳という若さで亡くなっている。彼は四九歳まで生きたから短命とは言えないが、病弱であったらしい。『日記』の処々に「持病指発、終日平臥、番（出仕）代を相頼」という記述がみられ、また、元禄三年夏（当時二七歳）には休暇を願って八瀬へ湯治に赴いている。

官職歴は、七歳で元服、任侍従五位上。延宝四年一三歳で任権左少将、同八年任左中将、元禄元年二五歳で公卿（従三位）となり、翌年左衛門督、宝永三年に権中納言まで昇る。正徳元年権中納言を辞す。同年養子雅香（西園寺亀丸）を迎える。これで安心したのか、翌正徳二年に没した。²⁰⁾ 第一巻目は二七歳の左衛門督時代、最後の第七巻目が養子を迎えた四八歳の時、病没前年のものである。

控えめな人だったのか、禁中や仙洞での公務、公私書簡の往復、蹴鞠行事、家族の動静等が細かく記されているが、他人への批判や自身の喜怒哀楽を示す記述はごく少ない。一年納めの

堂上式日鞠会が終了した日、「当年満之会、首尾能相済大慶々々」と安堵感を表したくんだりや、一般公開の七夕鞠で「見物諸人群集賑々敷事也」とやや得意げに記しているくだりが見られる程度である。⁽²²⁾

彼には男子がなく、西園寺家から養子を迎えた。注目すべきは、ここで飛鳥井家は雅縁以来同家の台頭を担って来た血統が絶えたことである。そして、その血統は難波家の宗建の方に残る。宗建はなかなかの器量人で、後年、近衛家熙を感嘆させたほどの蹴鞠上手となり、かつ故実にも詳しく⁽²³⁾。丁度この頃から難波が対等の権利を主張して飛鳥井との相論が始まり、約半世紀後の宝暦四年（一七五四）漸く落着するに至るが、これも、血筋の問題と無関係ではなかったであろう。⁽²⁴⁾

三 『日記』に見られる蹴鞠記事

(イ) 概観

『日記』所載の蹴鞠関連記事を整理してみると、概ね以下の四種類に分類し得る。

- ① 蹴鞠道家が年中行事として行う儀式。
- ② 京都の門弟が蹴鞠道家の鞠場で行う蹴鞠の例会
- ③ 門弟たちの願いに応じて発給する様々な免許
- ④ その他

これらを詳しく説明する前に、それぞれに概略解説を加えておく。

①には、三つの行事がある。その第一は、正月四日に行われる「鞠始め」。第二は、七月七日に行われる「七夕鞠」。第三は、一月九日に行われる「御神号火焼き」。以上の三行事である。前の二行事には両家の当主と門弟一同が参加する。最後の「火焼き」は飛鳥井家内の行事であったようである。とくに前二行事の記述が克明であって、これらの儀式の遂行が家の故実として重要であったことが察せられる。

②は、『日記』中で最も出現頻度が多い記事、即ち、蹴鞠道家の年間暦の中で最も回数が多い行事である。これらは、堂上（公家）と地下（官人、町方など）の身分別に定期的に行われており、地下の門弟はさらに三つの組別に分かれてこれを行っている。

③は、二種類に大別できる。その一つは堂上や大名などの上層の武家を対象とする紫組紐の冠懸緒着用の免許であり、他の一つは言うまでもなく蹴鞠の装束、懸、技などに関するいわゆる色目（後述）の免許である。懸緒免許の記事は年に数回江戸から申し出があるとか、堂上から幾つかといった程度の頻度で出現する。色目の方は大部分が堂上のものであって、実際には一番多かったはずの地下層や武家のものは非常に少なかった。

④には、定期的なもの、あるいは例数が多いものはないが、

表一 元禄一四年飛鳥井家年間蹴鞠曆

元禄一四年（一七〇一）年の両蹴鞠道家

飛鳥井家 当主雅豊三八歳、正三位参議、継嗣なし。

難波家 宗建五歳、この年叙爵（従五位下に叙位される）。

先代宗尚（宗建父・雅豊実弟）は前々年（元禄一二年）三二歳で病没。

先々代宗量（雅豊の実兄・宗尚実兄）六〇歳、従二位前権中納言で存命。

月	日	記 事
一	四	巳半刻より鞠始、堂上地下門弟二人出座。申半刻鞠終。勸盃あり。
	二四	側用人松平信庸を松平土佐守侍従就任に付冠懸緒免許方依頼。翌日披露。
	二七	同側用人を松平左近大夫侍従就任に付冠懸緒免許方依頼、披露済む。
二	一一	堂上蹴鞠の会興行、雅豊主催、但堂上来臨なく地下之輩のみで挙行
	一三	地下中組蹴鞠の會興行、主催（以下セと標記）速水和泉。
	二〇	難波重丸（五歳、後の宗建）叙爵、雅豊難波邸を訪問。
三	一	地下下組蹴鞠の会興行、セ浅井清左衛門。
	七	堂上蹴鞠の会興行、セ竹屋三位。
	一五	地下下組蹴鞠の会興行、セ内海長右衛門。雅豊持病の為見物のみ。
	一八	地下中組蹴鞠の会興行、セ宮西九郎兵衛。
	二三	地下中組蹴鞠の会興行、セ野々口市郎右衛門但病気の為不参。進物の生鯛二尾のみ到来。
	二六	地下上組蹴鞠の会興行、セ岡田仲助。雨天に付座敷で行う。
四	二	地下下組蹴鞠の会興行、セ水口右近。雨天に付座敷で行う。
	七	堂上蹴鞠の会興行、セ交野三位。但し交野三位出座なし。
	一七	地下上組蹴鞠の会興行、セ水口長兵衛、雅豊持病の為見物。
	一八	地下下組蹴鞠の会興行、セ花房栄順。雅豊所労の為出座不能。見物のみ。
	二三	地下中組蹴鞠の会興行、セ山田彦三郎。雅豊出座。
五	六	堂上蹴鞠の会興行、セ桑原三位。桑原三位来臨と雖ども出座なし。
	一三	地下上組蹴鞠の會興行、セ大森藤兵衛。雅豊持病の為出座不能。勸盃にも出ず。
	一八	地下下組蹴鞠の會興行、セ内山勘兵衛。
	二三	地下中組蹴鞠の会興行、セ岸道也。
	二八	地下上組蹴鞠の会難波邸に於て興行、セ佐々木内匠。雅豊出座。
六	二	地下下組蹴鞠の会興行、セ谷半右衛門。雅豊持病の為見物。勸盃にも出ず。
	七	堂上蹴鞠の会興行、セ滋野井中将。雅豊出場。
	八	地下中組蹴鞠の会、難波邸に於て興行。セ中本甚右衛門。雅豊出席。
	一三	地下上組蹴鞠の会興行、セ佐野又三郎。宮西市右衛門に七夕鞠の置鞠役申付る。
	一八	地下下組蹴鞠の会難波邸に於て興行、セ玉林院。雅豊出席。難波宗尚見物のみ。
	二一	堂上蹴鞠の会難波邸に於て興行、難波宗量主催。雨天の為座敷鞠。
	二一	禁中の鞠庭の懸の松を洗う。雅豊・宗量家来各一名を連れて勤仕。
	二八	地下上組蹴鞠の会難波邸に於て興行、雅豊出席。難波宗量所労により不参。
七	一	地下下組蹴鞠の会興行、セ藤井四郎兵衛。
	二	堂上蹴鞠の会興行、セ鷲尾頭中将。雅豊出席。雨天の為座敷鞠を行う。頭中将見物のみ。
	六	輝光、兼親、光兼三朝臣（公家）に紫組冠懸緒免許、今日叙慮を窺い、聴許される。
	七	巳刻より七夕鞠興行。堂上地下三三人出座、宮西市右衛門置鞠役勤仕。申刻鞠終。勸盃あり。
八	二	地下下組蹴鞠の会興行、セ家原三郎兵衛。雅豊出座。

月	日	記	事
	七		堂上蹴鞠の会興行、セ石山中将。雅豊出席。
	二三		地下中組蹴鞠の会興行、セ阿部六右衛門。雅豊御用に付院参。出座不能。
九	二		地下下組蹴鞠の会興行、セ浅井清左衛門。雅豊所勞の爲出座不能。
	七		堂上蹴鞠の会興行、セ橋本中将、但し所勞の爲來臨せず、進物の鯛と茶のみ到来。雅豊出席。
	一一		地下上組蹴鞠の会興行、セ水口長兵衛。今日、蜂谷・佐々木・岡田・大森・速水・佐野・水口、いずれも地下門弟、ら七人に蹴鞠道口伝（内容不明）を受ける。
	二三		地下中組蹴鞠の会興行、セ宮城常意。雅豊参内の爲、出座不能、鞠終了後の勸盃に間に合う。
一〇	八		堂上蹴鞠の会興行、セ山本中将。雅豊出席。
	一七		地下上組蹴鞠の会興行、セ中野彦兵衛。雅豊持病の爲出座不能。勸盃にも出ず。
	二九		側用人松平紀伊守信庸より、宮原長門守、中条山城守の冠懸緒免許方依頼。
	三〇		中條侍従、宮原侍従の冠懸緒免許発給。（但し九月二一日付）
十一	二		地下下組蹴鞠の会興行、セ植村友軒。雅豊夜半々持病発し終日平臥、出席不能。
	八		地下中組蹴鞠の会興行、セ天野吉兵衛相催。雅豊出席。
	九		堂上蹴鞠の会興行、セ石井少納言。参集の席へ寿宮不例の報あり、鞠会遠慮。大明神々号火焼は挙行。例年通り雑煮・吸物を出し勸盃。
	二四		地下上組蹴鞠の会興行、セ小谷八左衛門。雅豊出席。

以上 出典『飛鳥井雅豊日記』五（国立史料館所蔵）

以下のような各種の事件、事項がある。即ち、飛鳥井家の慶事例えば養子披露（正徳元年、亀丸）、禁裏の蹴鞠関連事項、特定の門弟の約束稽古鞠、他家の鞠場開き等である。

通年で記録が最も整っている元禄一四年の『日記』から蹴鞠関連記事拾って掲げておく。これが、言わば蹴鞠道家の年間暦である。以下、これを蹴鞠暦と略称する。この年の特徴は、鞠会の回数は一番多いが祝儀行事や約束稽古鞠などの記事がない。即ち、上記④の「その他」に分類すべき記事が少ない年である。

（口）行事、業務の内容

① 年中行事として行われた儀式

a 鞠始め 鞠始めは例年一月四日に行われる。この日は両家の当主は禁裏や仙洞の番を休んでこの行事に専念する。また、門弟たちも日常の例会は公家、地下の身分別に日を替えて行うが、この日は両者とも参集する。

記録が最も克明である元禄一四年の記事によって儀式の次第を復元してみよう。この日の朝は巳半刻に両家の当主と門弟が顔を揃えて始まる。まず、飛鳥井邸の広間で飛鳥井当主が地下の門弟たちの拝礼を受ける。この時門弟たちは各々扇子を持参してこれを献上する。次いで、全員が蹴鞠の宿神である精大明神の画像の前で神酒を拝戴する、その順序は、飛鳥井の当主、次に難波の当主、それから公家、地下の順である。終了後、未

刻から邸内の鞠場で蹴鞠を行う。これには公家、地下とも出座する。この年には蹴鞠曆所載の通り二六人が参加している。半刻ばかりで終わっているから、恐らく全員が一通り立ち替ってプレーする程度の儀式的な蹴鞠だったであろう。終了後、全員が難波邸へ移動して同様の祝儀と蹴鞠を行う。これも一刻ばかりで終わり、申半刻から勸盃があり、日暮れ時に散会、という次第である。

融 以上の内容は、一八世紀後半期の大坂の鞠目代である紀井長左衛門が記した「飛鳥井家御蹴鞠始并七夕御縮の事」とほぼ一致する。²⁵ また、前出の『鞠道諸願留』によると、色目免許の発給日が一月四日付である場合が多いが、これはこの日が蹴鞠道の「年頭の日」だったためであろう。長左衛門の記述では、当主への礼は色目順、つまり門弟としての格の順だったという。色目が上がった門弟にとってはまさに「晴れの日」だったのである。

b 七夕鞠 同じ元禄一四年の記事によると、この日も公家・地下の門弟が揃って参加し、巳刻から始まる。まず飛鳥井の当主が広間で地下門弟の礼を受け、扇を納める。精大明神への礼拝はなく、祝儀の後、午刻から直ちに蹴鞠が始まる。この日には枝鞠・解鞠の儀がある。これは、その日用いる鞠を梶の木の子に結び付けて鞠場まで運び、これを鞠場の中で解き放す儀式である。予め命ぜられた地下の高弟が枝鞠を運び、当主が

解鞠を行う。この年は高弟の一人宮西市右衛門が枝鞠の役を務めた。市右衛門は前月一三日にこれを申付けられていた。

七夕鞠は一般公開であって、この日も「見物の輩雲霞の如し」と記されている。後年の『都林泉名勝図会』にも七夕鞠は都の見ものの一つに入っているから、この公開七夕鞠は評判だったのである。蹴鞠は未刻に終わる。次いで正月と同様全員が難波邸へ移動し、ここでも祝儀と蹴鞠を行う。終了後、暫く勸盃があり、申半刻頃に散会する。この日は乞巧奠（きこうでん）の日であるから、鞠の上達を願う意味がこめられていた。

c 御神号火焼き 前の二行事と違ってこれは飛鳥井家内の行事であつたらしい。地下門弟は出席せず、堂上の蹴鞠例会が行われるのが常だったが、後掲の通り、肝心の「火焼き」は、参集した公家衆の帰宅後に行われている。元禄一四年の記事は次の通りである。

「十一月九日 壬辰 天晴 今日、精大明神火焼に付き雑煮を出す。吸い物、勸盃例の如し、薄暮に及び各々帰宅せられらんぬ、今夜精大明神火焼あり、例年の如し」。

御神号とは「精大明神」という称号をいう。飛鳥井家の邸内には鞠の宿神である精大明神の社があつたから、同社の神札を焼く霜月の御火焚（火祭）行事だったのである。蹴鞠曆によると火焼きの日の後も門弟の例会が行われているから、この行

表二 年月別鞠会開催回数表

月/年	元禄2 (1689)	元禄7 (1694)	元禄13 (1700)	元禄14 (1701)	宝永6 (1709)	宝永8(正徳元) (1711)
正	2初*	1初	1初	1初	1初	
閏正	1①	/	/	/	/	
二	0	5②	2①	2①	0	
三	4②祝	5②	2	6①	1①	
四	3②	6①	4①	5①	4①	
五	3①	7②	6②	5①	5②	
閏五	/	4①	/	/	/	
六	4①	5①	4①	7②	1①	
七	3七①		3七①	3七①		6七②
八			4①	3①		7②*
九			3①	4①		4②
十			3①	2①		2②
十一			5①-焼	4①-焼		6祝②*
十二			1①	0		2①
合計	20⑧ 初七祝*各1	33⑨ 初七各1	38⑩ 初七各1	42⑪ 初七各1	12⑤ 初1	27⑬ 七祝各1*2

凡例：初=鞠始；1月4日

七=七夕鞠；7月7日

焼=精大明神号火焼（11月9日；通常堂上の例会あり）

①, ②, …=堂上鞠例会（式日）開催回数を示す

*=特に指導を依頼された稽古鞠

祝=(1) 元禄2年3月7日開催、吉姫婚礼祝儀鞠会

=(2) 正徳元年11月14日開催、養子雅香披露祝儀鞠会

注：§鞠始、七夕鞠、祝儀鞠を除く通常の例会（式日）は堂上・地下別に行われた

§①、②、初、七、祝、*はすべて当該月の鞠会回数の内数

§①-焼、この両年は神号火焼の日に堂上鞠会が行われている

§正徳元年には神号火焼の日に鞠会なし

§空白の欄は当該月の日記が欠けているもの

§/は閏月なし

§鞠会の回数には難波亭で催されたものも含む、両家出席が常態であった

『飛鳥井雅豊日記』一〜七（文部省史料館所蔵 26X-1〜7）による。

事には蹴鞠の納めの行事という意味はなかったらしい。

② 京都門弟の蹴鞠例会 蹴鞠曆にあるように、最も頻繁に行われたのが鞠会であった。表二は『日記』所載の鞠会年月別開催回数一覧表である。堂上・地下門弟の例会だけでなく、鞠始め、七夕鞠、慶事に行う祝儀鞠会、約束稽古鞠等、全ての鞠会を含めてある。

凡例のとおり、表中の「初」は鞠始め、「七」は七夕鞠、この両者は当然ながら各年一回ずつである。「祝」は飛鳥井家祝儀鞠会、即ち、元禄二年三月の雅豊娘吉姫婚礼と正徳元年一月の亀丸養子披露の二回の祝儀鞠である。①、②はその月に開かれた堂上例会で、中の数字は回数を示す。「*」は特に依頼された約束稽古鞠で、元禄二年正月に一回、正徳元年八月と一月に一回ずつ合計三回である。裸の数字は当該年月に開催された鞠会の総回数である。地下門弟例会の回数は裸の数字からその横に特記してある各種の鞠会回数を引いた数となる。

例えば、正徳元年一月に開催された鞠会の総数は六、そのうち亀丸(後の雅香)養子披露祝儀鞠会が一回、堂上例会が②で二回、「*」の約束稽古鞠(この時には石井右衛門督、他公家数人の依頼)が一回。これらの合計四回を六から引いた残り二回が地下門弟の例会の回数である。

地下門弟の例会が最も多く開かれたのは元禄一四年で、この年は二九回開かれている。蹴鞠曆にある通り、地下の門弟は

上・中・下の三組に分かれて例会を開いており、各組は顔触れがほぼ固定していた。この点についての詳細は次節に譲るが、各組の開催回数は上組が一〇、中組が八、下組が一である。正月に開かれた例はほとんど無く、また、一二月も例が少ないが、その他の月には、堂上、地下各組とも概して一回は例会を行っている。これを『日記』には「地下門弟蹴鞠式日興行…」などと記している。

これらの例会の記事には毎回必ず「誰々相催す」とある。公家、地下ともに一回毎に門弟が交替で主催者を務めていたらしい。蹴鞠曆を作成する際には、これを当該例会の世話役と考え、「セ」と表記しておいた。世話役は必ず会日に蹴鞠道家に着や茶などの進物を届けている。記録には現れて来ないが、恐らく会の案内(回状)を回す役でもあったであろう。会の終了後は必ず「勸盃あり」とあり、吸い物と酒くらいは出たようである。この費用が誰の負担であったかはわからない。

両家の当主は参内・院参、病気等で不可能な場合を除いてはこれに出席している。公用で鞠会には出られなかったが、勸盃には間に合ったという場合もある。

③ 免許

a 冠懸緒の免許 先に述べたように紫組冠懸緒の免許は蹴鞠のプレーと直接の関係はないが、一六世紀中、飛鳥井家が天皇と争ってまで執拗にこれを主張した権利である。最終的に

は、これを着用するには勅許が必要であり飛鳥井家がこれを取次ぐ権限を握ることで落着いている。近世には武家にも影響がおよんだ。通例では、大名や高家が従四位下侍従に任官すると参内用の正装として紫組冠懸緒が必要となるので、形式的に飛鳥井家と門弟契約を結び、着用の願いを取次いで貰うことになっていった。そして、これに對する礼金がかなり高額であり、武家にとっての癩の種になっていった。²⁷⁾

『日記』にも毎年数件この件が記されている。正徳元年一月の井伊備中守の例によると、七日に京都所司代松平紀伊守信庸から次のような申し入れがあった。「口上覚 井伊備中守事先月十八日侍従被仰付候、懸緒之儀宜被成御沙汰候、以上、十一月七日 松平紀伊守 飛鳥井前中納言殿。そこで、雅豊はこれを武家伝奏庭田重條に伝え、勅許を得た後、同月一日に次のような免状を遣わしている。「蹴鞠為門弟紫組冠懸緒之事、窺叡慮所免候如件、正徳元年十月十八日 雅豊 井伊侍従殿」。この時の礼物は、天皇・院、女院（二人）に合計白銀一四枚、飛鳥井家へ四枚（うち一枚は雑掌宛）であった。

b 色目の免許 蹴鞠の色目とは蹴鞠界での格づけを示すものである。装束・鞠場の懸・直伝の巻物（技法・作法等の故実）・精大明神の御神号等の免許があった。最も色目が多いのが装束であって、身分別に細々と定められていた。少し時代は下るが、文政八（一八二五）年改正の色目次第によると、大

名・旗本に対しては入門以後、鞠水干、鞠袴、露革・鞆の三種類で併せて一五段階あり、その他に五段の別色が設けられている。また、お目見え以下の侍、町人、百姓向けとしては、通常で二三段階、その上に鞠目代クラスの上級者向けとして八段階の色目があった。²⁸⁾

『日記』に現れる色目免許の記録は殆どが公家仲間のものである。たとえば宝永六年六月八日の記事には「烏丸弁より有文紫革（筆者注：露革・鞆の模様と色）免ぜしむる礼として生鯛二尾送られ候、祝着せしむるの旨返答遣し了んぬ」とある。地下や京都外の門弟に對する免許は殆ど記載されていない。元禄一四年九月一日に蜂谷宗英以下七人に蹴鞠道口伝を授けたという記事（口伝の内容は不明）があるが、これなどは希少例である。こういった地下門弟層への免許類の記録は、さきの『文化十年鞠道諸願留』のように雑掌の仕事だったのであろう。

④ その他

a 禁裏の蹴鞠関連事項 鞠会では、元禄一三年二月十三日、禁裏の鞠場で天覧鞠会が申刻から日暮れまで行われたという記事がある。雅豊以下、鷲尾（蔵人頭）、野宮、久世、石井、柳筈らの公家たちが勤仕し、伝奏以下当番の公家や女官が群居、見物したという。

禁裏の懸の松を洗う。同一四年六月二十七日には、卯刻から半刻ばかりの間、禁中鞠場の懸の松を洗う作業があり、早朝から

両道家、雅豊と宗量が各々家頼を一人連れて参仕したとある。道の家としては最も大切な仕事だったはずである。

b 稽古鞠 稽古鞠の記事は三件ある。その第一は元禄二年

正月一五日、中野将監、牛島源蔵ら四人が予ての約束で来訪。鞠を所望したので、雅豊と弟の難波宗尚(当時中将)が地下の門弟たちを加えて、申刻から酉刻まで鞠会を行ったとある。

後の二件は何れも正徳元年で八月五日と十一月五日、両日も石井右衛門督(行康)、烏丸弁、櫛笥中将らの蹴鞠好きな公家たちの所望で行われている。両度とも地下の門弟が加わっている。十一月の際には稽古終了後の酒宴で鞠談義が弾んだように、「亥刻まで縷々鞠を語」ったという。石井行康は当時三九歳、蹴鞠に熱心で、且つ詳しくもあつたらしい。後述するように自邸に鞠場を設けていたし、元禄十一年、侍従時代に難波宗尚に頼まれて『遊庭秘抄』一巻を書写している。

c 鞠場開き 鞠場開きの記事は二件ある。一つは前述のように石井侍従邸の鞠場開きで、元禄七年閏五月一六日、雅豊・宗尚両道家の当主が揃って出席し、鞠会が開かれている。平松、交野、西洞院ら公家仲間と地下の門弟数人で申刻から日暮れまでプレーし、夜は祝宴があつた。『日記』には、「予臨酔、亥刻ばかり帰宅」したとある。

もう一件は、難波家の鞠場に懸の松を植えるために、飛鳥井家から家頼・市岡監物が出て難波家の黒沢権之丞と相談し、六間

四方、樹間二丈二尺、懸と垣との間八尺五寸と定めた、ただし、鞠垣はまだ作っていないとある。懸の植付けと配置は重要な蹴鞠故実であつた。

d 祝儀 吉姫婚礼披露。飛鳥井家の慶事に地下門弟を招い

て鞠会・酒宴を開いた記事が二例ある。その第一は、元禄二年三月七日、娘吉姫の婚礼祝儀である。この時には地下門弟を招き、申刻から鞠会を行い、終了後、酉刻より亥刻まで広間において宴会を開いている。この日は、難波中将(宗尚)と地下門弟一六人、他に相伴衆二人が参集している。

西園寺亀丸(後の飛鳥井雅香)養子披露。その第二は、雅豊の養子西園寺亀丸、後の飛鳥井雅香の養子披露の祝儀である。こちらは蹴鞠道に直接関わることであるだけにかかなり大規模な行事だったようである。

正徳元年十月四日、地下門弟の中・下組の総名代が、生鯛二尾、白銀三枚、手樽一荷を祝儀として持参した。翌々日の同六日には上組の総名代が来訪する。記載はないが、もちろん祝儀持参だったのであろう。そして同十一月九日には、その返礼として飛鳥井家が祝儀の鞠興行とその後の酒宴への案内状を地下門弟の組宛に送っている。招きを受けた者は上組一三人、中組一人、下組一五人、鞠屋五人の合計四三人。恐らくこれらが「主だった門弟」だったのであろう。期日は同月一四日であつた。

表三 元禄十四年京都地下門弟個人別鞠会出席表

組等	門弟名	月 1 2 3		4				5				6				7				8			9			10			11			総回数	自組参加	
		日 4 11 13	1 7 15 18 23 26 2 7 17 18 23 28 2 7 8 13 18 21 28 1 2 7 2 7 23 2 7 11 23 8 17 2 8 9 24	上	下	ト	中	上	下	ト	中	上	下	ト	中	上	下	ト	中	上	下	ト	中	上	下	ト	中	上	下	ト	中			上
上	峰谷宗英			○					◇	○			○							○	◇	☆			◇	○						○	12	8
	水口長兵衛			○					◇	⊖			○							○					⊖	○						○	11	10
	佐野又三郎	○		○					○											○	⊖	☆				○						○	11	8
	速水和泉			⊖						○										○					◇	○						○	9	8
	大森藤兵衛			○						○										○												○	5	5
	岡田仲助								⊖	◇	○									○						◇	○						11	7
	中野甚左衛門	○							○		○									○		☆				◇	○						5	4
	中野彦右衛門									○												◇	☆				◇	○			⊖		○	6
中	伴弥兵衛	○	◇				○						○	◇						○		☆							◇			○	10	5
	宮西市右衛門	○	◇				○					△	○	◇		△				○	△				△	☆		○				○	16	8
	宮西九郎兵衛	○					⊖													○						☆							6	4
	中本甚右衛門	○					○							○	◇					○						☆		○	○	◇		○	12	8
	阿部六右衛門	○					○							○	◇					○						☆		⊖					10	6
	宮城浄意						○													○						☆		○	⊖				7	7
	山田彦三郎													⊖						○						☆		○	◇				6	4
	岸道也						○							○						○						☆		○					7	7
下	花房栄順	○												⊖						○		☆	○										9	7
	花房九兵衛								○					○						○		☆	○	◇									9	7
	内海長右衛門	○												○	◇					○						☆		○					13	9
	谷半右衛門	○												⊖						○			☆			○							12	9
	藤井四郎兵衛	○	◇											○	◇					○		⊖	☆	○	◇			○		△			18	11
	水口右近													○	◇					○						☆		○					10	9
	家原三郎兵衛													○						○			☆	⊖	◇								11	8
	内山勘兵衛								○					⊖						○			☆	○	◇								9	6
鞠屋	籠屋清兵衛	○																		○		☆											5	
	竹野屋左近	○	◇											○	◇					○		☆				○							12	
	竹野屋藤次	○												○						○		☆											10	
	竹野屋藤吉	○												○						○		☆	○	◇									14	
	竹野屋三五郎													○						○		☆	○										○	11

凡例：1. 鞠会出席記号 ○；自組の例会に参加 ⊖；当該鞠会世話役 △；他組例会参加 ◇；堂上の会参加
 ☆；七夕鞠に参加 ○；鞠始に参加
 2. 所・事欄 ナ；難波邸で開催 ヤ；精大明神神号火焼挙行 ト；堂上例会 上・中・下；地下各三組の例会
 ハ；蹴鞠道家の鞠始 七；蹴鞠道家の七夕鞠

典拠『飛鳥井雅豊日記』五（国立史料館所蔵）。〔但、参加回数が多い者に限った。〕

当日の十一月四日には、未刻から亀丸と門弟との対面の儀があり、申刻から蹴鞠興行。日暮れに鞠が終わり、書院で饅飴吸物を出し、酒宴が賑やかに行われた。そして「亥刻に事終る」とある。参集の門弟は一九人、この日の記録には不参者の欠席理由が一一記されている。

四 京の地下門弟の組織と活動

(イ) 京都地下門弟組別鞠会出席表

前節で見たように、京都の地下門弟は日常的に蹴鞠道家と密接な関係があった。道家は彼らを上・中・下の三組に分け組単位で対応していた。これら地下門弟の動静をもう一段立ち入って窺うために、元禄一四年の『日記』の記事によって地下門弟たちの鞠会への参加状況を見た。表三が個人別出席状況である。同年の『日記』中には約六〇人の地下門弟が数えられるが、出席が少ない者を除いて上位半分ほどを掲げた。概ね組別に例会が開かれていることが分かる。鞠始めや七夕鞠は別として、日常的な例会は大体一〇人程度で行われている。蹴鞠は通常八人でプレーする球戯であり、鞠場は一カ所だったであろうから、スポーツ的に考えればプレーを楽しむためには丁度過不足のない人数である。³⁰⁾

表下段の凡例の通り、上段月日欄の下の所欄の「ナ」は難波

邸で行われた例会である。空欄はすべて飛鳥井邸の鞠場で行われたものである。但し、鞠始めと七夕鞠が両家で行われたことは既述のとおりである。事欄は鞠会の種類を表す。「ハ」は鞠始め、「七」は七夕鞠、「ト」は堂上(公家)の例会、十一月九日の「トヤ」は、この日堂上鞠会と「御神号火焼き」が行われたことを示す。上・中・下はそれぞれ地下門弟の組別の例会を表す。

出席欄のマークについて、楯円は鞠始め、☆は七夕鞠の出席印である。これは当然全員共通である。○は自分本来の組の例会に出席した者、丸に一つ引き○の者は、その日の主催者を示す。△は他の地下門弟の組の例会に出席した者、◇は地下門弟が堂上の例会に出席したことを示す。

(ロ) 個人別の例会への出席状況(一覽表)

表中の全門弟を通じて最も鞠会への出席回数が多いのは、下組の藤井四郎兵衛の一八回である。次いで中組の宮西市右衛門の一六回、鞠屋の竹野屋藤吉一四回、下組の内海長右衛門一三回と続く。四郎兵衛の出席内訳は、この年に開かれた一一回の下組の例会全てに出席(うち一回を主催)し、公家衆の例会に四回、中組の例会に一回、それに鞠始めと七夕鞠にも出て、月平均一・五回という熱心さである。次の宮西市右衛門は、既述のように枝鞠を務めた高弟である。彼は、宝永七年、江戸城中將軍上覧鞠に雅豊、宗建の両当主に従って下り、蜂谷宗英とと

もにこれに出場している。名足だったのであろう。鞠屋の竹野屋藤吉は同藤次の一族で、鞠・装束・杵など鞠用品商である。当時籠屋と並んで京都の有力な鞠商であった。後年（安永年間）、竹野屋藤次宅には下組の鞠稽古場があったという。この表でも下組の鞠会には藤吉か藤次のどちらかが必ず出席しているから、あるいは、この時代から既にそうであったかもしれない。内海長右衛門は『町人考見録 中』に「歌・鞠を好み家業を忘れ」、最後には山師に騙されて身代を失ったとされている播磨屋長右衛門、宮西市右衛門と並ぶ高弟で上組の蜂谷宗英（栄）は香道志野流八代目の家元、花房栄順・九兵衛は室町通蛸葉師町の丸屋一族である。

そのほかに出席回数が少ないので（何れもこの年は一回）表からは外したが、上組には本阿弥六三郎（研師、有馬中務大輔扶持人）、中組に山下惣右衛門（秋田藩呉服方）、下組に、辻次郎右衛門（両替商玉屋）などの有力な町人や富商の名が見える。例会は彼らにとって月一回のゴルフ・コンペのようなものだったのであろう。ここで、近世の地下向けの鞠書に見られる教えの「鞠の十徳」、即ち、蹴鞠の効用十カ条「神徳、成仏、姿よくなる、足利く、目早し、無病、愛敬あり、高家と交わる、独り楽しむ、一芸足る」といった徳目が思い起こされる。十徳が彼らにとっての「生活の質」であったことが読み取れる。

のである。

おわりに

以上、『飛鳥井雅豊日記』により、元禄、宝永期の蹴鞠道家としての飛鳥井家の蹴鞠年間暦を復元して見た。その結果は次のとおりである。

(一) 道家として年間の節目となる重要な行事は、正月四日の鞠始め、七月七日の七夕鞠、であり。これに次いで十一月九日の御神号火焼きであった。前の二つは堂上地下の門弟を集め、両家の当主が行うものであった。火焼きは飛鳥井家内の行事であったと思われる。

(二) 最も多く行われたのは京の門弟たちの蹴鞠例会であった。これは、堂上、地下の身分別になっており、地下の門弟はさらに上中下三組の組織別に行っていた。各組とも二月から十一月の蹴鞠シーズンには毎月一、二回の割合でこれを行っている。

(三) 免許には、堂上・武家に対する冠懸緒の免許と蹴鞠色目（装束・鞠場・技等）の免許との二種類があった。懸緒の免許は公家や上級武家の昇殿に拘わることで、蹴鞠のプレーと直接の関係はない。こちらは必ず年間に数件の記事が認められた。後者に関しては、公家門弟向けのものが若干見られたが、実際

には最も件数が多かったと思われる全国の地下鞠足に対する色目免許は殆ど記録されておらず、史料的には不十分であった。

(平成十一年十一月六日受理)

文献と注

- (1) 『にぎはひ草』 佐野紹益、『新燕石十種第三卷』所収、昭和五六年、中央公論社。
『町人考見録』三井高房、日本思想大系『近世町人思想』所収、一九八二年、岩波書店、二二〇頁。
- (2) 『柳多留 一』 山沢英雄校訂、岩波文庫、平成七年、三四七頁。
『鞠箱』は小松屋百亀作『聞上手』安永二年より、『江戸笑話集』日本古典文学大系所収、一九八三年、岩波書店、四〇七、四〇八頁。
- (3) 『明月記』藤原定家、建保元年五月十六日。
- (4) 竹下喜久男「近世中期撰北における蹴鞠の展開」、『史学論集』仏教大学文学部史学科編創設三十周年記念所収、一九九九年三月、九三〜一〇六頁。
- (5) 『西鶴織留 卷一』、日本古典文学大系『西鶴集 下』所収、昭和四〇年、岩波書店、三三三頁。
- (6) 守屋毅「家元制度その形成をめぐって」、『近世芸能文化史の研究』所収、一九九二年、弘文堂、八三〜一一七頁。
- (7) 天理大学付属天理図書館所蔵本、七八三—イ二七—一七二
- (8) 渡辺融、口頭発表「江戸時代における蹴鞠道の全国組織について」日本体育学会体育史専門分科会定例研究会一九九八年五月十六日、於三重大学
- (9) 五代將軍徳川綱吉が没したのは宝永六年正月十日である。
- (10) 九条兼実『玉葉』卷二十、安永二年三月五日。
- (11) 『革剣要略集』卷第四行儀天骨事、渡辺・桑山著『蹴鞠の研究』所収、東大出版会、一九九四年、三〇七、三〇八頁。
- (12) 渡辺・桑山、前掲書第四章「鎌倉時代の蹴鞠界の動向」七六〜八六頁。
- (13) 『吾妻鏡』文応二年正月十日、將軍御所鞠始めの記事に、足利判官家氏が教定の弟子であったとある。また、『蹴鞠條々大概』応永十六年二月十七日、飛鳥井雅縁より斯波義将宛の蹴鞠伝書(写本)の奥書にその旨を記してある(平野神社所蔵イ、ロ本)。なお、同伝書の写本は内閣文庫本『蹴鞠鈔物部類』一九九一—二六三にも収められている。
- (14) 井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町前期』風間書房、昭和三六年、三三三、三四頁。
- (15) 『看聞御記』永享四(一四三二)年九月一日の条に「世間蹴鞠繁盛云々、室町殿常被遊、仍諸人稽古云々」とある。この室町殿は足利六代目の義教である。統群書類従補遺二所収。
- (16) 安田晃子「戦国時代における蹴鞠の伝播状況図」大分県先哲史料館第三回秋期企画展示案内所収、一九九七年十一月、なお、伊達家宛の免許は永禄四年二月五日付、飛鳥井雅教より伊達晴宗へ(大日本古文書家わけ伊達家文書十所収)、種子島家宛のものは天正一七年一月二日付、飛鳥井雅縁より種子島久時宛、相田次郎『日本の古文書』所収。
- (17) 『徳川表紀』第一篇、慶長九年九月二十日。
同上書、第一篇、慶長一九年七月二〇、二二日、八月二日。
- (18) 外郎については『正保録』内題「例格抄」、正保四年六月廿六日参照。内閣文庫二六三—二〇九、一一冊ノ中一〇。
- (19) 飛鳥井家の免許独占権の確立については、桑山浩然「飛鳥井家伝来蹴鞠文書の研究」、皆川完一編『古代中世史料学研究 下巻』所収、吉川弘文館、一九九八年、を参照。
- (20) 雅豊の履歴については、文部省史料館所蔵史料目録 第六八集『山城国諸家文書目録(その二)』四頁「飛鳥井家譜」による。
- (21) 『日記』正徳元年二月三日。

- (22) 『日記』正徳元年七月七日。
- (23) 『槐記 第一』享保九年六月二四日、『史料大観』哲学書院、明治三三年、所収、一〇、一一頁。
- (24) 『大日本近世史料 広橋兼胤公武御用日記五』一八七〜一九三頁。
- (25) 『蹴鞠俗学抄附蹴鞠百首和歌』東北大学図書館狩野文庫本 第五門一七三六九、所収。
- (26) 『都林泉名勝図會 卷一』秋里籬島、絵師西村中和・佐久間草偃・奥文鳴ら、寛政一二年、
- (27) 桑山浩然「飛鳥井家が烏帽子懸緒の許可権を得ること」、桑山編『蹴鞠技術変遷の研究』所収、平成三年度科学研究費補助金研究成果報告書、一九九二年、五一〜八〇頁。
- (28) 中西貞三著『蹴鞠抄』私家版、昭和三九年、一二三〜一三一頁
- (29) 『遊庭秘抄』平野神社所蔵本三冊のうち(ハ)本の奥書に「此一冊可令助筆之由、難波三品之所望難洩、任務写本馳禿筆毫、尤僻字等有之間、以證本可被加再校者也、元禄十三年五月中旬拾遺行康」とある。
- (30) 一三世紀後半に成立した『革羽要略集』の「威儀 会者事」の項にも既に「(会者が)多勢はその日の一の難なり、然らば人数を能々計るべし、一兩の余分を有らしめ、十人ばかりなど宜しかるべし」とある。前掲『蹴鞠の研究』二三八頁。
- (31) 『徳川実紀』宝永七年四月五日、江戸城中将軍上覧鞠の記事に飛鳥井雅豊卿の弟子「宮内市右衛門」とあるが、当時飛鳥井家の高弟の中に宮内という弟子は見当たらないので、これは「宮西」の誤りであろう。
- (32) 竹之屋と箆屋については『角川日本姓氏人物歴史大辞典 京都市篇』付録「文献所見近世町人一覧」八〇二頁。
- (33) 下組の蹴鞠稽古場については、難波宗城の『鞠消息一』(平野神社蔵旧難波家文書一の一三)の安永三年正月の竹之屋一件に記述がある。
- (34) 内海(播磨屋)長右衛門については『町人考見録 中』前掲書
- (35) 『はじめに』の(文献1)参照。
蜂谷宗玄「志野流香道史序説」、蜂谷宗由監・長ゆき編『香道の作法と組香』所収 雄山閣出版、平成五年、七頁、に八代目宗英(栄)が宝永七年四月の将軍上覧鞠に出場したとある。蹴鞠道家側の史料や幕府側の史料ではまだ確かめられていない。
- (36) 丸屋一族は、『町人考見録 中』に「花房一党」として登場する。前掲『はじめに』の(1)、二〇七頁。
- (37) 本阿弥六三郎については『角川日本姓氏歴史人物大辞典 京都市篇』、巻末「文献所見近世町人一覧」七八九頁。
山下惣左衛門については放送大学の杉森哲也先生のご教示に与かった。
- (38) 辻次郎右衛門については『町人考見録 中』前掲書、一九七頁。
「鞠の十徳」を収めている近世鞠書は多い。先にあげた『蹴鞠俗学抄』のほかに、井伊家文庫蔵の『蹴鞠十二之位』、宮内庁書陵部蔵の『后又撰記 諧声篇』、筑波大学図書館蔵の『蹴鞠安法』等がある。難波宗建がこれを「仏者の説か」(『蹴鞠部類抄十一』難波宗城編、大津市平野神社蔵)と言っているのので、蹴鞠道家起源の説ではなさそうである。これについては別稿を用意したい。

Annual Events of the Asukais' *Kemari* School in the Edo Era

Tohru WATANABE

ABSTRACT

In this paper, in order to clarify the actual activities of the *Kemari* school of the Asukais in the Edo era, the author tried to reconstruct the annual schedule of activities related to *Kemari* (Japanese traditional football) in those days, based on the diary of Masatoyo Asukai who was the headmaster of the Asukais' school of *Kemari* from 1679 to 1712.

Followings were the findings clarified through this study of the annual calendar:

1. The most important annual events in the *Kemari* school were the *Mari-Hajime* on the 4th of January and the *Tanabata-Mari* on the 7th of July (a festive day for the celestial weaving maiden, *Tanabata-tsume*). The former was held as a ritual of the starter game of the New Year and the latter was conducted as an event of a prayer for the advancement of the art of *Kemari* in conjunction with the *Kikouden* (a festival in which people wish for their improvement in skill).
2. Events that took place in largest number were the regular *Kemari* meetings, which were held by his disciples resided in Kyoto. Those meetings were held separately according to their social standings; i. e., the *Kuge* (the court nobles) and the *Jige* (the commoners). The *Jige* disciples were further divided into three groups, each of which held its regular *Kemari* meeting once or twice a month.
3. The school had conferred two kinds of *Kemari* license to its disciples. One was a license to wear a purple chinstrap to tie a headgear which was necessary for the court nobles and the upper class samurai to visit the Emperor's court and the other was a license to wear a costume and other things which indicated one's rank in the school. Several recordings on the former license were annually found in the diary; however, descriptions on the latter were only few and insufficient.